

冬季無災害運動推進中

運動期間：平成29年12月1日 ⇒ 平成30年2月28日



冬季特有の災害を防止しましょう！

凍結・積雪による転倒・滑りにくい靴を着用し、短い歩幅で

スリップによる交通事故・冬用タイヤ等を装着し、急ハンドル・急ブレーキをしない

除雪車・除雪機によるはざまれ・巻き込まれ・故障・点検時はエンジンを停止

屋根除雪中の墜落・保護帽・安全帯を着用し、作業は2人以上で



新潟・富山・石川・福井労働局・各労働基準監督署